

【お支払いについてのお知らせ】

高額療養費制度とは

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、1ヶ月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。※月を跨いだ入院の場合は、それぞれの月の限度額までを負担して頂きます。

①事前の申請を行う場合⇒加入する医療保険窓口から事前に『限度額適用認定証』を発行してもらうことにより、医療機関の窓口での支払い負担を上限額までに留めることができます。

②退院支払後に申請を行う場合⇒加入する医療保険窓口で『高額療養費支給申請書』の手続きを行って下さい。

【手続き方法】 各窓口にてご申請下さい。

医療保険	窓口
全国健康保険協会	全国健康保険協会
健康保険組合	健康保険組合
共済組合	共済組合
国民健康保険	市町村役場

70歳未満の人（2018年8月1日以降）

※1ヶ月とは暦上の1ヶ月のことで、通算入院の期間ではありません。

表記	適用区分	1ヶ月あたりの自己負担限度額	食事負担
ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% 〈140,100円〉	1食につき 460円
イ	標準報酬月額53万～79万円	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% 〈93,000円〉	
ウ	標準報酬月額28万～50万円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% 〈44,400円〉	
エ	標準報酬月額26万円以下	57,600円 〈44,400円〉	
オ	低所得者：住民税非課税	35,400円 〈24,600円〉	1食につき 210円 (160円)

70歳以上の人（2018年8月1日以降）

適用区分		1ヶ月あたりの自己負担限度額		食事負担
		外来	入院	
現役並み3 〈690万円以上の方〉		252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% 〈140,100円〉		1食につき 460円
現役並み2 〈380万円以上の方〉		167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% 〈93,000円〉		
現役並み1 〈145万円以上の方〉		80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% 〈44,400円〉		
一般		18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 〈44,400円〉	1食につき 210円 (160円)
低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	
	I 住民税非課税世帯 〈年金収入80万円以下等〉		15,000円	

〈 〉内は、年4回以上該当した場合の、4回目以降の額。